



第 8 回 X35 ONE DESIGN クラス全日本選手権 2015 SAILING INSTRUCTIONS

1. 適用規則

- 1-1 本レガッタには『セーリング競技規則』に定義された規則を適用する。
- 1-2 X-35 クラスルールを適用する。(但し、以下を変更する。)
 - 1-2-1 艇は JSAF-OSR2014-2015 カテゴリー4 以上の有効なスタンダードインスペクションチェックシートの装備を備えねばならない。(C.1(b)の変更)。
 - 1-2-2 大会に先立つ重量計測で、シャツ、ショートパンツ着用での乗員の最大合計重量は 640kg以下である事。(C.2.2 の変更)。
- 1-3 NOTICE of RACE と SAILING INSTRUCTIONS に矛盾が生じた場合は SAILING INSTRUCTIONS を優先する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、レース本部(関西ヨットクラブ事務所)前に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 出艇申告

- 3-1 各レースの出艇申告は、所定の用紙に記入の上、レース本部に提出すること。
- 3-2 提出している乗員登録書に変更が生じた場合は、各日の出艇申告時間内にレース本部で変更申請を行うこと。

4. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告受付開始前に掲示される。ただし、レース日程の変更(一日目は変更しない)は、発効する前日の抗議受付締切時刻までに掲示される。

5. 陸上で発する信号

- 5-1 陸上で発する信号は、各日の出艇申告受付開始前から抗議受付締切時刻の間、レース本部2階のポールに掲揚する。
- 5-2 AP 旗が音響二声と共に掲揚された時は(降下の時は音響一声)、「レースは延期された。予告信号は AP 旗の降下後 30 分以後に発せられる」ことを意味する。これはレース信号、AP 旗を変更している。
- 5-3 Y旗が陸上で掲揚された場合、各日の最初のレースのためハーバーエリアから出港後、各日の最終レース後ハーバーエリアに帰港する間すべてに規則 40 を適用する。これは第 4 章前文を変更している。

6. レース日程

- 6-1 シリーズは 2 日間でソーセージコース 7 レースを予定する。
- 6-2 各日のレース数はレースコミッティーの裁量に任せられる。
- 6-3

10/10~12、14~16 日	09:00~17:00	体重計測(KYC 事務局)
平成 27 年 10 月 16 日(金)	09:00~17:00	インスペクション
	12:00	分類抗議締め切り
10 月 17 日(土)	09:00~09:30	受付、出艇申告、体重計測(KYC2F)
	09:20	艇長会議(KYC2F)
	11:00	第 1 レーススタート予告信号
	18:00~(予定)	ウェルカムパーティー(KYC1F ウェットバー)
10 月 18 日(日)	09:00~09:15	出艇申告、体重計測(KYC 事務局)
	10:30	その日の最初のレーススタート予告信号
	(14:00 以降のスタートは行わない)	
	16:00~(予定)	表彰式(KYC2F)

7. クラス旗

クラス旗は X-35 旗を用いる。

8. レースエリア

大阪湾西宮沖水域

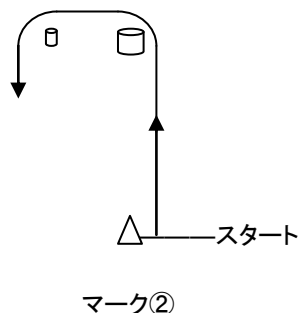
9. コース

9-1 コースは下図の通りとし、回航又は通過すべきマークの順序、及び各マークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

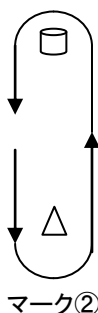
コース①(4レグ)

スタート—マーク①—マーク①a—マーク②—マーク①—フィニッシュ

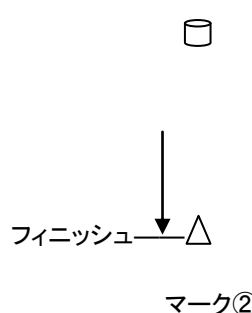
マーク①a マーク①



マーク①



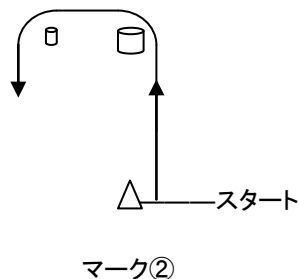
マーク①



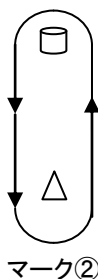
コース②(5レグ)

スタート—マーク①—マーク①a—マーク②—マーク①—マーク②—フィニッシュ

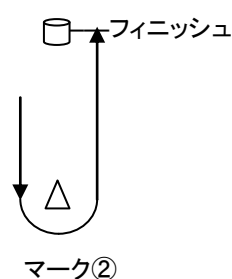
マーク①a マーク①



マーク①



マーク①



9-2 予告信号以前に、レースコミッティーの信号艇に数字旗 1 を掲揚した場合はコース①を帆走すること。数字旗 2 を掲揚した場合はコース②を帆走すること。

9-3 予告信号以前に、レースコミッティーの信号艇にマーク②からマーク①へのおおよそのコンパス方位及び距離(マイル)を掲示する。

10. マーク

10-1 マーク①(フィニッシュマークを兼ねる)オレンジ色の直径約 2m、高さ約 1.5mのトマト型ブイを使用する。

10-2 マーク①aはオレンジ色の直径約 0.5m、高さ約 0.8mの俵型ブイを使用する。

10-3 マーク②(スタートマークとフィニッシュマークを兼ねる)はピンク色の直径約 1.5m、高さ約 2mの円錐型ブイを使用する。

10-3 指示 12、「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマーク①およびマーク②はグリーン色の直径約 2m、高さ約 1.5mのトマト型ブイを使用する。再度コースを変更する為にマークを設置する場合には、最初のマークを使用する。

11. スタート

11-1 レースは、規則 26 に従ってスタートする。

11-2 その日の次の予告信号はレースコミッティーの信号艇に掲揚されている、R 旗の降下(反復音響信号とともに)の、1 分後に発せられる。

11-3 スタートラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のスタートマークのコース側の間とする。

11-4 スタート信号の 5 分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった」と記録される。これは付則 A4 を変更している。

11-5 マーク①が設置されていない場合、マーク①はレースコミッティーの信号艇に掲示された位置にあるものとみなす。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグの変更は、次のマークへのおおよそのコンパス方位及び距離(マイル)を掲示する。これは、規則 33 を変更している。

13. フィニッシュ

- 13-1 フィニッシュラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のフィニッシュマークのコース側の間とする。
- 13-2 コース短縮の場合、フィニッシュラインは、レースコミッティーの信号艇の S 旗を掲揚したポールとその回航マークとの間とする。
- 13-3 レースコミッティーが、その日の次のレースのスタートを予定する場合、レースコミッティーの信号艇は、先のレースのフィニッシュ時に、R旗を掲揚する。続くスタート手順は、先のレースで最終艇がフィニッシュした後、できるだけ早く開始される。

14. タイムリミット

スタート信号後120分、または先頭艇がスタート信号後120分以内にフィニッシュした場合は、そのフィニッシュ後30分、のいずれか遅いほうの時刻までにフィニッシュしなかった艇はDNFと記録される。これは規則35とA4を変更している。

15. 帰着申告

帰着申告は、最終レース終了後 90 分以内に関西ヨットクラブ事務局に備え付けの所定の用紙に艇長が署名すること。

16. 抗議

- 16-1 抗議書は、レース本部で入手できる。抗議、救済要求および審問の再開の要求は、その日の最終レース終了後 90 分以内にレース本部に提出されなければならない。
- 16-2 抗議は、できるだけ早く、ほぼ受付順に審問される。
- 16-3 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議受付締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。
- 16-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 16-5 指示 3、5-3、15、18、21、22、23 および 24 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略号は、DPI である。

17. 順位、得点、及び大会の成立

- 17-1 スクラッチレースとし、着順の早い艇を上位とする。
- 17-2 シリーズが成立するためには、1 レースを完了することを必要とする。
- 17-3 艇のシリーズの得点は、完了したレース得点の合計とする。これは付則 A2 を変更している。

18. 安全規定

- 18-1 Y旗、規則 27.1 および規則 40 の変更として、レースコミッティーはスタート後、個人用浮揚用具の着用を求める信号(音響信号1声とY旗の掲揚)を発することがある。この信号は通過するマークで発せられ、艇の乗員はできるだけ早い機会に個人用浮揚用具を着用しなければならない。
- 18-2 レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレースコミッティーに伝えなければならない。

19. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と SAILING INSTRUCTIONS に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

20. 運営艇

- 20-1 運営艇は OFFICIAL 旗を掲揚する。
- 20-2 JURY 旗、INSPECTION 旗、PRESS 旗を掲揚している艇も運営艇である。

21. 支援艇

10 月 17 日の準備信号後より 18 日の最終レース終了後までの間、支援艇からの海上での備品などの受け渡しをしてはならない。

22. 上架の制限と泊地

すべての艇は、各艇の最初のスタート後、その艇の最終レース終了まで次の場合を除き上架してはならない。また、レース期間中は新西宮ヨットハーバー内の指定された場所に係留すること。

- ① レースコミッティーの事前の許可書があり、その条件による場合。
- ② 緊急の場合。但し、事後にレースコミッティーを納得させる義務があり、これができない場合は、ペナルティーとしてその艇を失格とする場合がある。

23. 潜水用具とプラスチックプール

10月17日の準備信号後から18日の最終レース終了後までの間、水中呼吸器具及びプラスチックプール又はそれらに類するものは使用してはならない。

24. 無線の使用

24-1 レース委員会はVHF72チャンネルによりレース艇にリコール等のアナウンスを行うことがある。放送や放送時間の確性に関する落ち度は、救済要求の根拠にはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

24-2 緊急の場合を除き、艇はレース中無線送受信を行ってはならない(ただし、指示 24-1 を除く)。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

25. 賞

26-1 総合成績の第1位～第3位(参加艇数による)の各艇に賞を与える。

26-2 オーナーヘルム艇総合成績の第1位の艇に賞を与える。

26-3 遠来艇に遠来賞を与える。

26. 責任の否認

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則 4[レースをすることの決定]参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損傷または身体傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。